

神戸市における里親委託推進のための検討会開催要綱

令和 6 年 5 月 27 日

こども家庭局長決定

(趣旨)

第 1 条 神戸市における里親委託の推進（神戸市社会的養育推進計画における里親等委託の推進に向けた取組に関することを含む）について、有識者及び実務者等から幅広く意見を求めることを目的として、神戸市における里親委託推進のための検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(委員)

第 2 条 検討会に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 里親支援に携わる者
- (3) 児童福祉に携わる者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱し、又は任命する委員の人数は、20 名以内とする。

(任期)

第 3 条 委員（前条第 1 項第 3 号に掲げる者のうちから任命されたものを除く。以下この条において同じ。）の任期は、令和 7 年 3 月 31 日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長の指名等)

第 4 条 こども家庭局長は、委員の中から座長を指名する。

- 2 座長は、会の進行をつかさどる。
- 3 こども家庭局長は、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(検討会の公開)

第 5 条 検討会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、こども家庭局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成 13 年神戸市条例第 29 号）第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
 - (2) 検討会を公開することにより公正かつ円滑な検討会の進行が著しく損なわれると認められる場合
- 2 検討会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成 25 年 3 月 27 日市長決定）を適用する。

(施行細目の委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の開催に必要な事項は、こども家庭局こども家庭センター所長が定める。

附 則（令和 6 年 5 月 27 日決裁）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 5 月 27 日より施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。